

岡垣町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果について下記のとおり公表する

令和6年 6月11日

岡垣町監査委員 久保田 浩一

岡垣町監査委員 谷口 貴之

記

- 1 監査の種類 定期監査（備品監査）

- 2 監査の概要
 - (1) 監査の期間 令和6年5月23日から24日（2日間）
 - (2) 対象者等 生涯学習課（岡垣サンリーアイ、町民体育館）
 - (3) 対象事項 財務に関する事務執行のうち物品の管理業務
 - (4) 着眼点 ①備品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
②備品は正しく分類整理されているか。
③保管の方法、場所は適切か。
④紛失、破損、廃品その他不用品の処理は適正に行われているか。

- 3 監査の結果
 - (1) 総評
対象課から令和3～5年度に購入した備品に係る書類や備品台帳一覧表の提出を受け、書類審査及び現地審査（サンリーアイ、町民体育館）を行った。その結果、書類及び備品の整理並びに保管は概ね適正と認めた。

(2) 指摘事項

指摘事項なし

(3) 監査意見

ア 岡垣サンリーアイ

現地審査を行ったところ、備品の保管場所を変更したが、備品台帳一覧にその変更が反映されていない等、一部台帳と管理が異なる取り扱いとなっているものがあった。

また、価格が低く消耗品と思われるものについても備品として台帳に記載がされており、品目が非常に多くなっているため、台帳管理の徹底が難しい状態となっている。

岡垣サンリーアイは、住民が備品の利用をすることが想定されるため、安全性の確保を念頭に何を台帳で管理するのか基準を設け、そのうえで徹底した管理をするようにされたい。

イ 町民体育館

現地審査を行ったところ、備品の保管は備品台帳一覧に基づき適正に行われていたが、監査資料の一つである購入備品一覧表については、作成をしていないとのことで提出を受けられなかった。

しかし、現在適正な備品の保管ができていることから、購入備品一覧表については、その必要性について検討されたい。

4 その他

従前に定期監査で指摘をした岡垣国際交流協会への補助金について、地域づくり課から、団体から実績報告を受けたことによる経過報告があった。

令和5年度の補助金については、岡垣国際交流協会補助金交付要綱に基づき6月に前期分を支払い、12月に後期分を支払っている。今回、4月22日付での令和5年度事業完了後の実績報告の結果、協会から838,000円の返還が生じることになった。

この実績報告に当たっては、地域づくり課の職員が岡垣町国際交流協会へ行き、現地で直接伝票を確認することで補助対象事業の精査を行っている。

今回の報告では、補助金交付のプロセスや、現地で直接伝票を確認していること等、適正に処理を行っていることを確認した。